

## 第3章 計画の基本理念と基本方針

### 1 計画の基本理念

#### 地域で支え合う福祉のまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが持つ願いではないでしょうか。

そのためには、誰もがふれあい、支え合い、全ての住民が地域において活躍することのできる地域社会をめざしていくことが大切です。

現在では、少子化や異次元の高齢化、ケアラー問題、社会的な孤立の拡大、生活困窮など様々な福祉的課題があり、更には世帯の中に、それらの課題を抱える方が複数人存在したり、一人で複数の課題を抱えているなど、課題が多種多様化しているケースが増加していることが新たな問題としてあがってきています。

地域福祉は、そうした問題をふまえ、これまでの制度、分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超え、住民や地域福祉を支える多様な人々が「我が事」として受け止め参画し、「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目標としています。

第3次鳩山町地域福祉推進プランでは、基本理念を『地域で支え合う福祉のまちづくり』とする前計画を継承し、行政と町社会福祉協議会の支援を基礎として、住民参加と共助社会の実現により安心安全なまちづくりを目指していくという基本的視点を持って、鳩山町における地域福祉を推進していきます。

### 2 計画の基本方針

#### (1) 基盤づくり・環境づくり

「包括的な支援体制の基盤づくりと地域で安心して暮らせるための環境づくりを進めます」

全ての町民が、住みやすい安全安心な町にしていくには、各種サービスの充実が必要です。

しかし、現在、高齢者、障がい者、児童、子育てといった、福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度

の狭間にあるケースへの対応が増えていることや、外国人、LGBTQ、ケアラー、社会的孤立をしている方などへ理解促進など地域に様々な課題があります。

課題を抱えている方が地域で安心して暮らしていけるためには、福祉サービスを適切に利用できる環境が整っていることが必要です。

国ではこうした状況を踏まえ、社会福祉法を一部改正し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定しました。

この理念に基づき、前計画の地域の支え合い、助けあいを継承しながら、町民、町、町社会福祉協議会が連携して、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの福祉的支援と、農業、産業、環境、交通などの社会経済活動の基盤と連携し、制度や分野を超えた横断的な支援体制の構築を推進します。

基本目標Ⅰでは5つの施策目標を掲げ、16の主要施策を実施します。

## (2)地域づくり・担い手づくり

**「地域住民による支えあい・見守りの地域づくりと地域福祉を支える担い手づくりを進めます」**

地域のつながりが希薄化している中、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しており、困りごとを抱えながら福祉サービスにつながることができず、社会的に孤立した人が増えることが懸念されます。

また、地域福祉を支える担い手となる就学者や勤労者などへのメンタルヘルスケアや福祉に関する啓発活動についても、地域福祉を支える重層的な取り組みとして行い、多くの住民が福祉を身近に感じる環境整備が必要です。

そのため、町や町社会福祉協議会が中心となって、地域で困りごとを抱えている人を地域の人々が気づき、適切な支援機関につなげる仕組みづくりに引き続き取り組むことが求められます。

地域住民が生活課題に気づくには、地域福祉について知る機会を設けることも必要となります。こうした機会がきっかけとなり、地域住民が地域福祉活動に参加しようとする意欲を高めることにつながると考えます。

そのため、町や町社会福祉協議会は、地域福祉活動の拠点となる場を整備・充実させ、地域福祉の担い手の育成等を含めた助けあい支え合いの仕組みづくりに関する事業を展開していきます。

基本目標Ⅱでは5つの施策目標を掲げ、19の主要施策を実施します。